



【市民税・県民税(・森林環境税) 納税通知書 別紙】

年度 市民税・県民税(・森林環境税) 賦課の根拠等について

<p>1. 賦課の根拠</p> <p>この税金は、地方税法第24条、第39条、第294条、第318条及び浜松市税条例第23条、第37条(、並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条、第6条、第7条)の規定により、前年中の所得に応じて、(1)の人に対しては均等割額、所得割額及び森林環境税の合算額、(2)の人に対しては均等割額が課税されます。</p> <p>(1) 年1月1日現在、区内に住所を有する個人</p> <p>(2) 年1月1日現在、区内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人でその区内に住所を有しない人</p> <p>※ 市民税・県民税(・森林環境税)は、その年の1月1日現在、居住している人に対して前年中の所得をもとに1年分を課税します。そのため、年の途中(1月2日以降)に浜松市から引越し(転出)をした場合でも、その年度は浜松市に納めていただきます。</p>
---

<p>2. 各期の納期・納付場所(普通徴収)</p>
----------------------------

<p>3. 納期限までに納付されなかった場合(延滞金)</p> <p>納期限までに税金を完納されないときは、次の割合により計算した延滞金額が加算されます。</p> <p>(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間・・・年7.3%</p> <p>各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%の割合を加算した割合をいう。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%の割合が上限)</p> <p>(2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間・・・年14.6%</p> <p>各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合</p>
--

<p>4. 賦課に不服がある場合(教示)</p> <p>この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に浜松市を被告として(浜松市長が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき</p> <p>なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>
---

※令和6年度分以降は、森林環境税に関する文言を印字